地方機関		四、一九四人	うち、六七九人は、警察官とする。
	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		
合計		七、八四八人	うち、二、一六五人は、警察官とし、八八七人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

地方機関		四、一八九人	うち、六七九人は、警察官とする。
	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		
合計		七、七九六人	うち、二、一四八人は、警察官とし、八八一人は、皇宮護衛官とする。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○個人情報保護委員会規則第一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第八項、第四十四条の四、第四十四条の五、第四十四条の七、第四十四条の九、第四十四条の十、第四十四条の十一、第四十四条の十二及び第四十四条の十五の規定並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十五条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（他の情報から除かれる情報）

第二条　法第二条第八項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、同項で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同項で規定する個人情報をいう。）とする。

（提案の募集の方法）

第三条　法第四十四条の四の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

（提案の方法等）

第四条　法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一により行うものとする。

2　代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第一に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3　法第四十四条の五第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4　法第四十四条の五第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二　提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

三　提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類

四　前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長が必要と認める書類

5　前項の規定は、代理人によって第四条第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6　法第四十四条の五第三項第一号の書面は、別記様式第二（法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。）によるものとする。

7　行政機関の長は、法第四十四条の五第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（提案に係る行政機関非識別加工情報の本人の数）

第五条　法第四十四条の七第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る行政機関非識別加工情報を事業の用に供する期間）

第六条　法第四十四条の七第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第四十四条の五第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第七条　法第四十四条の七第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長が提案に係る行政機関非識別加工情報を作成する場合に当該行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。